

議案第92号

訴訟上の和解について

東京地方裁判所平成21年（ワ）第32110号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成22年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 事件名 東京地方裁判所平成21年（ワ）第32110号損害賠償請求事件
- 2 当事者 原告 川 崎 市
被告 国
- 3 和解内容
 - (1) 被告は、原告に対し、本件の和解金として、1, 722, 388円の支払義務があることを認める。
 - (2) 被告は、原告に対し、前項記載の金員を本和解成立日から1箇月以内に、原告指定の方法により支払う。
 - (3) 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
 - (4) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。
- 4 和解理由

本事件は、原告である本市が、被告に対し提起した損害賠償請求訴訟であるが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解内容は、本市の主張が受け入れられている上、一定の損害の回復を図ることができることを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、第2導水ずい道の保全を目的として、相模原市中央区共和1丁目
*****ほかの土地に地上権設定登記をした。その後、当該土地の分
筆が行われた際、新たに地番が付された土地に当該地上権が転写されるべき
ところ、法務省横浜地方法務局の登記官の過誤により遺漏が生じた。
- 2 本市は、利害関係人の更正の登記に関する承諾を得て、当該土地の測量作
業などを行い、当該地上権についての更正の登記の申請を行い、当該地上権
についての更正の登記がなされた。
- 3 本市は、当該地上権の更正の登記に要した費用について、平成21年9月
9日、東京地方裁判所に被告に対し損害賠償を求める訴訟を提起した。
- 4 本事件は、係属して以来、数回に及ぶ口頭弁論等を経ているが、裁判所か
ら職権による強い和解勧告がなされたものである。